

○匝瑛市企業誘致及び雇用促進に関する条例

平成18年1月23日

条例第116号

改正 平成21年3月17日条例第5号

平成29年3月23日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、匝瑛市の区域内における工場等の新設又は増設を行う者に対し奨励措置を講じ、もって産業の振興と市勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業の用に供する施設のうち、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、宿泊業の用に供するもの又は地域経済の活性化に資するものとして市長が特に必要と認めるものをいう。
- (2) 常用雇用者 工場等で雇用される者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 当該雇用契約が雇用期間の定めのないものであること。
 - イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
- (3) 固定資産 工場等の用に供するために取得する地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産で、市長が認定するものをいう。
- (4) 奨励措置 固定資産に対する固定資産税の課税免除、雇用奨励補助金の交付及び公共事業その他市長が必要と認める施設的便宜の供与をいう。
- (5) 適用工場等 市長が奨励措置を適用する工場等をいう。

(工場等の指定)

第3条 市長は、新設又は増設を行う工場等のうち、次条の要件を全て満たす工場等を適用工場等に指定することができる。

2 奨励措置を受けようとする者は、工場等の新設又は増設について、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に申請書を提出し、適用工場等の指定を受けなければならない。

- (1) 法人にあつては、商業登記簿謄本及び定款
- (2) 個人事業者にあつては、住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (3) 工場等の概要を記した書面
- (4) 工場等の位置図及び配置図
- (5) 財産目録及び固定資産の明細書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、指定の可否を決定して、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(指定の要件)

第4条 市長が適用工場等に指定する工場等の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該工場等に係る投下固定資産総額が3,000万円以上であること。
- (2) 常用雇用者が5人以上であること。

(奨励措置)

第5条 市長は、適用工場等に対し、次に掲げる奨励措置を行うことができる。

- (1) 固定資産税の課税免除
- (2) 雇用奨励補助金の交付
- (3) 公共事業その他市長が必要と認める施設的便宜の供与

(固定資産税の課税免除)

第6条 市が奨励措置として行う固定資産税の課税免除は、固定資産に対して、市が最初に固定資産税を課することとなる年度から起算して5年度分の固定資産税の課税免除とする。この場合において、敷地については、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする施設の建設があつた場合に限るものとする。

(雇用奨励補助金)

第7条 雇用奨励補助金は、適用工場等の稼働開始の日前6月から稼働開始の日後6月までの間に新たに雇用され、1年以上継続して雇用している常用雇用者のうち、当該雇用の日から引き続き市内に住所を有している者1人につき、20万円を乗じて得た額を交付する。ただし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。

2 雇用奨励補助金を交付する日は、適用工場等が稼働した日から起算して1年を経過した日以後とし、その回数は1回限りとする。

3 雇用奨励補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める書類を添えて、市長に申請書を提出しなければならない。

4 市長は前項の申請書の提出があったときは、これを審査し交付の可否を決定して、その結果を当該申請者に通知するものとする。

5 雇用奨励補助金の交付の決定を受けた者が交付を受けようとするときは、市長に請求書を提出しなければならない。

(承継の申請)

第8条 合併、相続、譲渡その他の理由により、適用工場等の固定資産を承継した者は、当該承継前の工場等の事業を継続するとき、又は当該固定資産を当該承継前の事業以外の工場等の事業の用に供する場合であつて、かつ、第4条に規定する全ての要件を満たすときは、適用工場等の地位を承継することができる。

2 前項に規定する適用工場等の地位を承継しようとする者は、固定資産を承継した後、直ちに、当該固定資産を承継したことを証する書類その他規則に定める書類を添えて、市長に当該承継の承認の申請書を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承継の承認の可否を決定して、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(変更届)

第9条 適用工場等の指定を受けた者は、提出した申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、適用工場等の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当す

ると認めるとき、又は第8条第2項に規定する固定資産の承継の承認の申請書を提出した者が同条第3項の市長の承認を得られなかったときは、指定を取り消すとともに、奨励措置を停止することができる。

- (1) 主たる工場設備の稼動開始の予定期日が著しく遅延したとき。
- (2) 工場等の事業を廃止若しくは休止したとき、又は事実上廃止若しくは休止の状況にあるとき。
- (3) 第4条第1号又は第2号に規定するの要件を欠いていたことが明らかになったとき。

2 市長は、偽りその他の不正な行為により、第3条第1項に規定する適用工場等の指定を受けた者、第8条第3項に規定する固定資産の承継の承認を受けた者又は前条に規定する変更の届出をした者に対し、その指定を取り消し、かつ、奨励措置に対する費用の全部若しくは一部の返納を命じ、又は免除した固定資産税を課すことができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市企業誘致条例（平成14年八日市場市条例第17号）又は野栄町農村地域工業導入地区固定資産税課税免除条例（昭和51年野栄町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月17日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の匝瑳市企業誘致条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。)以後に、改正後の第3条第2項の規定により申請書を市長に提出する者から適用し、施行日前に改正前の匝瑳市企業誘致条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第1項の規定により申請書を市長に提出した者については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例に基づき、奨励措置を受けている者の固定資産税の課税免除の期間は、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月23日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条の規定は、この条例の施行の日前1年間において改正前の匝瑳市企業誘致条例(以下「改正前の条例」という。)第3条の規定により工場等の指定を受けた者について適用し、当該期間の前までに同条の規定により工場等の指定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前1年間において改正前の条例第3条の規定によりなされた工場等の指定は、改正後の条例第3条の規定によりなされた工場等の指定とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例に基づき、奨励措置を受けている者の固定資産税の課税免除については、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。